

経営事項審査の審査基準改正に伴う入札参加等の取扱いについて

平成24年7月1日から経営事項審査の審査基準が改正されましたが、本市における経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（以下「経審通知書」という。）の取扱いは下記のとおりとします。

記

1 本市発注の建設工事への入札参加について

(1) 平成24年度分

有効な経審通知書(審査基準日から1年7か月以内のもの)をお持ちであれば、改正後の経営事項審査の審査基準(以下「新基準」という。)で再審査を受けていなくても、入札参加が可能です。

(2) 平成25年度分(別表参照)

新基準の経審通知書が必要です。ただし、改正前の経営事項審査の審査基準(以下「旧基準」という。)の経審通知書において、「雇用保険」及び「健康保険及び厚生年金保険」の加入の有無がどちらも「有」又は「除外」とされている場合は、新基準の経審通知書がなくても、入札参加が可能です。なお、格付対象業種の格付についても同様に取扱います。

2 堺市建設工事等入札参加資格審査申請(追加申請)について

(1) 平成24年7月受付予定分

有効な経審通知書(審査基準日から1年7か月以内のもの)をお持ちであれば、新基準で再審査を受けていなくても、申請が可能です。

(2) 平成25年1月受付予定分(別表参照)

新基準の経審通知書が必要です。ただし、旧基準の経審通知書において、「雇用保険」及び「健康保険及び厚生年金保険」の加入の有無がどちらも「有」又は「除外」とされている場合は、新基準の経審通知書がなくても、申請が可能です。

【別表】

上記1(2)及び2(2)により旧基準の経審通知書において、新基準による再審査が必要となるケース

		健康保険及び厚生年金保険		
		加入有	加入無	適用除外
雇用 保険	加入有	再審査 不要	再審査 必要	再審査 不要
	加入無	再審査 必要	再審査 必要	再審査 必要
	適用除外	再審査 不要	再審査 必要	再審査 不要

問合せ先 堺市財政局 契約部 契約課 審査係

電話：072 - 228 - 7472